

北海道告示第 10793 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 31 年 1 月 4 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 30 年 9 月 3 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

T s u r u h a B l d g. 旭川駅前
旭川市宮下通 9 丁目 2 番 17 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルハ
代表取締役 鶴羽 順
札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

設置する者の氏名又は名称	住 所
(仮称) T s u r u h a B l d g. 旭川駅前	旭川市宮下通 9 丁目

(変更後)

設置する者の氏名又は名称	住 所
T s u r u h a B l d g. 旭川駅前	旭川市宮下通 9 丁目 2 番 17 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
未定		
未定		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社ぱんや	代表取締役 中尾 好宏	大阪府中央区森ノ宮中央 1 丁目 18 番 5 号
未定		

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成 30 年 6 月 14 日

上記(3)イ 平成 30 年 7 月 14 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 名称及び住居表示が確定したため

上記(3)イ テナントが確定したため

2 届出年月日

平成 30 年 8 月 28 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年9月3日(月)から平成31年1月4日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで